



### 質問1

友人に頼まれて500万円を年10%の利息をもらう契約で貸しましたが、この貸付金の利息は何所得になるのでしょうか。

**回答** 非営業貸付金に係る収入利息は雑所得として課税されます。

医業を経営する方が、医業から得た資金を原資として貸付をされ収益を得た場合、その貸付から生ずる所得は事業所得か雑所得のいずれかに区分されます。その金銭の貸付が、事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じた、例えば事業の遂行上取引先または使用人に対して貸付た貸付金の利息収入は事業所得とされます。また、金銭の貸付（手形の割引・譲渡担保、その他これらに類する方法による金銭の交付を含む）から生ずる所得が事業所得であるかどうかは次に掲げるような諸般の状況を総合勘案して判定します。

- ①貸付口数
- ②貸付金額
- ③利率
- ④貸付の相手方
- ⑤抵当権の設定等担保権の設定の有無
- ⑥貸付資金の調達方法
- ⑦貸付のための広告宣伝の状況

貸付に係る所得が事業所得か雑所得かによって生ずる所得税法上の取扱いの差異については

1. 貸金の元本が貸倒れになった場合
  - イ 事業所得 その貸倒れ損は、その年分の必要経費に算入される
  - ロ 雑所得 その貸倒れ損は、その年分の雑所得の範囲内で必要経費に算入される
2. 未収利息が貸倒れになった場合
  - イ 事業所得 その貸倒れが生じた年分の必要経費に算入される
  - ロ 雑所得 その未収利息を雑所得として申告した年分の収入が無かったものとみなされる
3. 事業所得ならば青色申告ができるが、雑所得の場合には青色申告ができない

したがって、ご質問の場合は事業に付随した、または事業規模による貸付とは認められないので、その利息は雑所得となります。

なお、上記貸付の収入利息に係る雑所得の計算上、収入金額に計上すべき時期は次のとおり取扱われています。

金銭の貸付けによる利息または手形の割引料で、その年に対応するものに係る収入金額については、その年の末日（貸付期間の終了する年にあつては、当該期間の終了する日）に計上することとされています。ただし、継続して①利息も天引きして貸付たものに係る利息を貸付元本の返済日②契約により定められた利息の支払日③契約で利息の支払日が定められていない場合に利息の支払を受けた日④利息の請求をしたときに支払を受けるべきものとされている場合にその請求の日⑤手形の割引料について、その手形の満期日に、それぞれ収入金額に計上している場合にはこれを認めることに取扱われています。